

(地域福祉総合計画から抜粋)

第2章 計画改定の考え方

1 福祉共通理念

多様性を認め合い、 みんなが健やかに暮らせるまち

最上位計画である「第7次青梅市総合長期計画」では、青梅の人々が、青梅を楽しみながら健やかに安心して暮らすことを目指し、次の3つの基本理念を掲げています。

- 豊かな自然と都市機能が調和した持続可能なまち
- 多様性を認め合い、みんなが健やかに暮らせるまち
- 歴史と文化を継承し、人も産業も育むまち

このうち、「多様性を認め合い、みんなが健やかに暮らせるまち」を本計画共通の理念として定め、全ての人が尊重し合い、一人ひとりが元気に活躍できる、地域共生社会の実現を目指します。

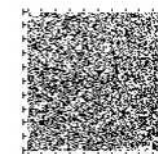
⇒変更しない。

※地域共生社会とは

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を指しています。



厚生労働省「地域共生社会のポータルサイト」



3 本市が取り組む重層的支援体制整備事業（重層的支援体制整備事業実施計画） ⇒独立した章立てとする。

令和2年に成立した「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」（改正社会福祉法等）において、地域による包括的な支援体制を構築するための新しい事業として、重層的支援体制整備事業が創設されました。

この事業は、既存制度の事業を含めた「属性を問わない包括的相談支援」、「多様な社会参加に向けた支援」、「地域づくりに向けた支援」という3つの支援を市町村が一体的に実施するものです。

青梅市の重層的支援体制整備事業の特徴は右のとおりです。

（計画策定の背景・趣旨は8,9 ページ、法的な位置づけは10 ページ、計画期間および計画策定の体制は11,12 ページ、取組内容は49 ページ以降に記載しています。）

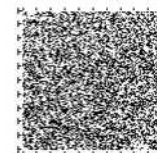
重層的支援体制整備事業の概要（厚生労働省資料より）



※ I～IIIの3つの支援を一体的に取り組むことで、相互作用が生じ支援の効果が上がる。
（ア）狭間のニーズにも対応し、相談者が適切な支援につながりやすくなることで、相談支援が効果的に機能する
（イ）地域づくりが進み、地域で人と人とのつながりができることで、課題を抱える住民に対する気づきが生まれ、相談支援へ早期につながる
（ウ）災害時の円滑な対応にもつながる

事業名（社会福祉法）	方向性
① 包括的相談支援事業（106条の4第2項第1号）	11か所の各市民センターに福祉総合相談窓口を設置し、地域福祉コーディネーター（次頁で説明）を配置し、身近な福祉相談に応ずるとともに、複雑化・複合化した相談にも包括的に対応します。
② 参加支援事業（同項第2号）	地域福祉コーディネーターが中心となり、既存の事業では対応できない当事者・世帯の個別ニーズに対応するため、地域の社会資源などを活用して社会とのつながりづくりに向けた支援を行います。
③ 地域づくり事業（同項第3号）	既存の地域づくりに関する事業の取組を活かしつつ、世代や属性を超えて交流できる場や居場所の設置整備を行うとともに、地域における資源の開発やネットワークの構築、支援ニーズと取組のマッチング等により地域における多様な主体による取組のコーディネート等を行います。
④ アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（同項第4号）	地域福祉コーディネーターが中心となり、複雑化・複合化した課題を抱え、必要な支援が届いていない人へのアウトリーチ（※）を行います。
⑤ 多機関協働事業（同項第5号）	地域福祉コーディネーターや青梅市相談支援包括化推進員（次頁で説明）が中心となり、支援関係機関等からつながれた、複雑化・複合化した支援ニーズを有し、様々な課題の解きほぐしが求められる事例等に対して支援を行います。
⑥ 支援プランの作成（同項第6号）	地域福祉コーディネーターが中心となり、多機関協働事業における支援プランの作成を行います。
事業の推進体制	市民や学識経験者等を委員とする青梅市地域共生社会推進会議や青梅市包括的支援体制整備庁内検討委員会などを通じて進捗状況の確認・検証を行います。

（※）援助を求めている人のいる場所におもむいて援助を提供すること。特に、援助のニーズが不明確な場合には、アウトリーチ活動によって潜在的なニーズを把握し、応えていくことが重要とされています。



青梅市における包括的な福祉相談支援体制



地域福祉コーディネーター
地域福祉を支援するため、専門的な対応が必要な事例の対応、ネットワークづくり、地域に必要な資源開発を行う。



青梅市相談支援包括化推進員
複雑化・複合化している地域住民が抱える課題を解決するため、地域福祉コーディネーターとともに各相談支援機関と連携し、必要な支援をコーディネートする。

【現状】

- *どこに相談していいかわからない
- *市役所は遠い、行きづらい



相談者



支援が届いていない人

アウトリーチ等事業

地域づくり事業



包括的相談支援事業

【新設】

- *身近な福祉総合相談窓口(地域型)
- *各地域の市民センター11か所に設置
- *それぞれ地域福祉コーディネーターを配置
- *必要な相談機関等へつなぎます

※属性を問わない包括的な相談支援を行います



連携

介護

障害

こども

生活困窮

その他市関係部署
社会福祉協議会

連携

複雑化・複合化した課題を抱えた相談

多機関協働事業等

- 支援会議・重層的支援会議の開催
- 支援プランの作成



保護司

社会福祉協議会

民生委員・児童委員

幼稚園・保育所

立川児童相談所

医師

警察

NPO 法人等

小学校・中学校

西多摩保健所

社会福祉事業者

etc.

対象分野	設置形態	運営形態	主な相談機関
介護	基本型	委託	・地域包括支援センター(5か所)
障害	基本型	委託 直営	・障がい者サポートセンター ・障がい者福祉課窓口
こども	基本型	委託 直営	・子育て支援センター「はぐはぐ」 ・こども家庭センター
生活困窮	基本型	直営	・地域福祉課(生活自立支援)窓口

対象分野	実施事業	運営形態	主な実施体制
介護	地域介護予防活動支援事業	直営	高齢者支援課
	生活支援体制整備事業	委託	生活支援コーディネーター(5か所)
障害	地域活動支援センター事業	委託	障がい者サポートセンター
こども	地域子育て支援拠点事業	委託	子育てひろば(16か所)
生活困窮	生活困窮者支援等のための地域づくり事業	直営	地域福祉課
		委託	地域福祉コーディネーター(11か所)